

## 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例について（概要）

### 1 目的

全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資する。

### 2 定義

- (1) 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して客となるよう勧誘する行為をいう。）
- (2) 役務勧誘行為（不特定の者の中から相手方を特定して役務に従事するよう勧誘する行為をいう。）
- (3) 客引き行為又は役務勧誘行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き行為又は役務勧誘行為の相手方となるべき者を待つ行為

### 3 市、市民等、地域団体及び事業者の責務

- (1) 市は関係機関と連携し、客引き行為等の適正化のための取組を行う。
- (2) 市民は、自らこの条例の目的に反する客引き行為等を行わない、利用しない等客引き行為等の適正化のための活動に自主的に取り組むよう努める。
- (3) 地域団体は、啓発・巡回・注意・市に通報等、適正化のための活動に自主的に取り組むよう努める。
- (4) 事業者は、従業員に対して、教育・指導・注意・市に通報等、適正化のために自主的に取り組むよう努める。

### 4 客引き行為等禁止区域の指定等

特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を「客引き行為等禁止区域」として指定

禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。また、事業者は、この客引き行為等による相手方を客とし、又は役務に従事させてはならない

### 5 勧告及び命令

- (1) 違反行為を行ってはならない旨を勧告
- (2) 勧告に従わないときは、違反行為を行ってはならない旨を命ずる

### 6 報告の徴収及び立入検査

違反行為に関係のある場所に立ち入り、書類その他の物件の検査、質問

### 7 公表及び土地等の所有者等への通知

命令に違反したときは、違反行為者の氏名及び住所等を公表

## 8 客引き行為等対策巡視員及び客引き行為等対策推進員

### （1）客引き行為等対策巡視員

違反者に対し、勧告、命令、過料を実施

適正化についての啓発を実施

### （2）客引き行為等対策推進員

違反者に対する注意、市への通報、禁止区域内での啓発等を実施

## 9 北九州市客引き行為等適正化推進協議会

北九州市客引き行為等適正化推進協議会を置く。市長の諮問に応じ、禁止区域の指定、範囲の変更及び指定の解除に関する意見の具申、市が行う客引き行為等の適正化のための取組に関する提言等を行う。

## 10 関係機関との連携

市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、不適正な客引き行為等に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

## 11 委任（規則への委任）

## 12 罰則

違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。